



大津市公報

平成 27 年 9 月 15 日
号外 (第 58 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

議 会 議 長 告 示

- 17 大津市議会政務活動費交付規程の一部改正..... 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第17号

大津市議会政務活動費交付規程（平成22年議会議長告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月15日

大津市議会議長 津 田 新 三

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(収支報告書等の公開)</p> <p>第6条 条例第11条第2項に規定する収支報告書等の公開は、<u>収支報告書をホームページに掲載するとともに、収支報告書等を議長が指定する場所及び時間において閲覧に供することにより行う。</u>この場合において、収支報告書等に大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）<u>第7条第1項に規定する非公開情報が記録されているときは、当該部分は除くものとする。</u></p> <p>2 前項の規定による閲覧は、<u>収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して、30日を経過する日の翌日から請求することができる。</u></p> <p>3 議長は、第1項の規定による閲覧をしている者又は閲覧をしようとする者が、<u>収支報告書等を棄損し、若しくは汚損し、若しくは前項の場所から持ち出したとき、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。</u></p>	<p>(収支報告書等の公開等)</p> <p>第6条 条例第11条第2項に規定する収支報告書等（<u>収支報告書、収入伝票及び支出伝票、領収書その他政務活動費の支出にに係る証拠書類をいう。</u>以下この条において同じ。）の公開は、<u>収支報告書等を大津市議会のホームページに掲載するとともに、議長が指定する場所及び時間において閲覧に供することにより行う。</u>この場合において、収支報告書等に大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）<u>第7条に規定する非公開情報が記録されているときは、当該部分は除くものとする。</u></p> <p>2 前項の規定による閲覧は、<u>収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して、30日を経過する日の翌日から請求することができる。</u></p> <p>3 議長は、第1項の規定による閲覧をしている者又は閲覧をしようとする者が、<u>収支報告書等を毀損し、若しくは汚損し、若しくは同項の場所から持ち出したとき、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。</u></p>

附 則

この告示は、平成27年9月15日から施行する。

